

参議院通商産業委員会會議録第五十四号

昭和二十七年六月二十日(金曜日)午後
二時三十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 竹中 七郎君
理事 小林 英三君
結城 安次君

委員

重宗 雄三君
中川 以良君
山本 米治君
加藤 正人君
小林 孝平君
小松 正雄君
島 清君
境野 清雄君
西田 隆男君

委員外議員

下條 恭兵君
三浦 辰雄君
南 好雄君

衆議院議員

通商産業大臣 高橋龍太郎君
通商産業省 通商局長 牛場 信彦君
中小企業庁 振興部長 松尾 金蔵君

事務局側

常任委員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞壽君
常任委員 小田橋貞壽君

本日の會議に付した事件

○輸出取引法案(内閣提出、衆議院送付)

○特定中小企業の安定に関する臨時措置法案(衆議院提出)

○委員長(竹中七郎君) 只今より通商産業委員会を開会いたします。

○境野清雄君 大体私は一応質問しまして、一点だけ追加して質問させていただきます。この法案の第八條、九條、十一條、十四條、十五條に謳つております輸出組合の数というものが、あるのではありませんか、この輸出組合の数に對しては、政府はどういうふうなお考えであるか、それを承りたいと思います。

○政府委員(牛場信彦君) これは業界からの強い要望もあるでございますが、これは余りに多数になりますといううと、各種の組合に一つの業者が加入しなければならぬという事になりまして、できるだけ一つの合理的な範囲で少い数を認可して行くようにいたしたいと、こういうふうに思つております。はつきり幾つという事は今まだまだ成案を持つておりませんので、これはいづれこの審議会でできましたあとで、審議会にかけまして御相談を願いたいというふうに考えておるのであります。また多くても五十以内くらいにできたらとめたいというふうに考えております。

○境野清雄君 今のお話で大体審議会に委ねるというふうなお話ですが、従来の組合というふうなものから行きますと、一応一つの大きい輸出組合を作りまして、その傘下に各部門分けをする、こういうような場面ができました場合におきましては、ゼネラル・マーチャント式な大商社はその各部門へ全部組合員として入るといふような結果から行きますと、どうしてもその輸出組合の運行というものは、大商社に一切抑えられたいという形に相成りまして、そのとき一つの部門に入つておるような事業者というふうなもの、どうしてもその実際の輸出組合というものの運行上に事業者の発言権が非常に少くなるというふうな場面がありますので、そういう点から行きますと、事業者に対して特に審議会でやるような場合には、十二分な一つ御考慮を願いたいと思つております。例えば一つの例をいたしましては、多分これはこの輸出組合に関連して、一応政府のほうへもお話があつたと思うのでありますけれども、従来大阪が神戸でやつておりました日本繊維製品輸出協会というふうなものがあるものであります。これに對して、現在アメリカへ非常に輸出をしておりますスカーフというふうなものは、その総生産量の九五%からを横浜の業者が取扱つておるといふ、こういう状態であるにもかかわらず、今の大阪なり神戸なりにできました一つの輸出組合の一部門だといふような場面がござりまするならば、これは書類、その他が一応大阪を過つて横浜へ返つて来るというふうな場面がござりまするものであります。これは布帛なり、或いはその他小さい中小企業相手の繊維業界には非常に多いのじやないかと、こういうふうに思ひますので、特に審議会で検討いたしますとき、五十というふうなもので頭から数字を抑えないで、いわゆる事業者として独立的なものに對しては、特別な考慮を計らつて頂きたいと、こういうふうに思つておりますけれども、今の事業者、その他に對して政府自体はどのようにお考えでありますか、承りたいと思ひます。

○政府委員(牛場信彦君) これはあくまでも輸出取引の秩序の確立に役立たしめるという意味におきまして、御趣旨を十分に尊重いたしまして、考へて参りたいと思つております。

○委員長(竹中七郎君) 他に御発言もございませんか。

○島清君 ちよつとお聞きしますが、この法律の趣旨からいいたしますと、如何にも我が国の輸出貿易業者が不正を働いて日本の信用まで毀損する、従つてこういう立法処置をとらなければ、日本のいわゆる外国との商取引の倫理を高めて行くことはできないのだと、こういうふうな印象を強く受けるのであります。先進貿易諸国の一体こういう業者の倫理を高めて行くといふようなことについては、こういうたような立法処置に依存しておる

かどうかといふようなことをちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(牛場信彦君) この法律は御承知の通り、第二條におきましては、不正の輸出取引を個々の場合において抑えるというふうになつておりました。あとのほうに協定並びに組合の問題が出て来ますので、協定並びに組合の問題につきましては、こういうふうな立法例によつておる。ところが例へばアメリカなどでも、やはりこういうふうなことをやつておるわけでございます。それからその先のほうの不正取引そのものを個々について抑えて行くといふことにつきましては、これはまたまつた立法をしておるところは、或いは少いかも知れませんが、為替管理の法律でありますとか、不正取引防止の法律でありますとか、乃至は国際條約などによりまして、やはりこういうふうな規定が含まれておるのであります。決して日本が特に國際的に見て不正行為が多いから、こういうことをしなければならぬという意味ではないのであります。この法律によりましてまとめて規定するといふことが却つてこつちの便宜であるといふふうな考えから、こういうふうなことにしておるわけでありまして、

○島清君 御説明は一応はわかるわけでございますが、併しながら日本は業者が何れ國際的にさういつたような取引の倫理が低くないといひますならば、別に業者だけのこいつたような立法措置に待たずして、業者の

民主的なそれに対する何と言いますか、組織が必要であれば組織です。自主的な貿易倫理態勢の確立と言いますか、そういうものに待つように指導すべきではないかと、こういうふうな意見も、考えも持たれるわけでありまして、なぜ特別に、格段に日本の業者が世界の業者に比較して倫理が低いわけでもないのに、日本だけが取立ててこういうような立法措置に待たなければならぬか、貿易業者の民主的な態度に待つことができないので、こういったような立法措置に待つのであるかどうか、こういうことの説明を一つ……。

○政府委員(牛場信彦) 只今の業者の自主的なやり方によつてこういうものをやつて行つたらいではないかと、いろいろ、誠にこれは御同感なのでございまして、只今の独占禁止法でありますとか、乃至は事業者団体法の下におきましては、業者が自主的に相互に相談しあつてやるということが非常に制限されておりました、この法律によりまして或る種の特例を認めないと、それが十分に行われぬという意味におきまして、これを制定するわけでございます。決してこれによりまして業者に対して何らの義務を課するといふ意味ではないのでございまして、業者がそういうように自主的に事を進めようとおきまして、法律的な何と申しますか、障害を除いておるといふ趣旨でございます。

○島清君 こういう法律がありますので、業者に對して精神的な圧力を加えるとか、或いはこういう法律があるが故に、何か窓口が非常に狭くなつたので、すべて通産省の鼻息を伺わなければ貿易もやれないのだと、業者に對する印象を與えることではないだろうか、あるような心配もまあないでもないというふうなふりを見ているのであります、こういうことについては、どういふふうにお考えでございますか。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 元來この法律を出す決心をしましたのは、むしろ民間の業者から輸出組合ができたのは困るといふ要請が非常に多いので、こういうことについて私もその必要を感じるのですが、独占禁止法があるものですから、独占禁止法の大綱の改正ができますという、場合にすればこういうものは必要でないのです、それができませんので、こういう法案を出したのであります。元來私が決心したのは、この名前は、いろいろ不正な輸出契約の取締りということを見板にしておりますけれども、實質はこの輸出組合ができる、これが民間業者の非常に強い要請のようでありました。昨年からここにおられる加藤委員なども、この委員会の席上であつたと記憶いたしますが、せめて輸出組合といふものはできるやうになくちやいかんじやないかという御意見もあつたやうなわけでありまして、そのほかそういう要請が非常に多い、何とかこういう特別立法で輸出組合、同業者が集まつていろいろ協議ができる、それが許されるというやうなものが必要だと考えましたのが、私がこの法案を出すべく決心した理由なのであります。決してこれで業者を圧迫するとか、業者の意向に何か我々が制肘するとかいふ考えは毛頭ないのであります。私から言つて、今度の法案は私自身

身まだ意に満たない、非常に遠慮をした案なのですが、いづれにしてもこういうものが必要だと思つたので、取りあへずこの法案を出しまして、又実施した上で、業界或いは皆さんの御意見によつてだんだん修正して行きたいと考えております。

○委員長(竹中七郎君) 他に御発言はございませんか。御発言もございませんやうですから質疑は盡きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。修正意見がございましたら討論中にお述べを願います。

○磯野清雄君 私は昨日の質問に関連いたしました、一点修正をしたいと思つたのであります。先ず私の修正点に關しまして修正案を朗読いたします。

輸出取引法案に對する修正案輸出取引案の一部を次のように修正する。

附則第四項を削る。

こういう修正点であるのであります。修正の理由といたしましては、通産省設置法案は目下内閣委員会で審議中でありまして、その運命は未定であると考えておるのであります。従いまし

て通産省設置法の改正は、同法案の修正において行なつてもいいために、この法案では第四項を削除するのが至当と考へるのであります。そういうやうな観点からいたしましたので、今の修正案を提出いたしましたのであります。修正案を除く他の部分につきましては、私は民主クラブを代表いたしましたして、本法案に賛成をするものであります。

でありまして、これが遂行には国際信用の維持と市場確保が必須條件でありますので、本法案によりまして、この不正輸出取引の禁止、又輸出業者の協定、輸出組合等の措置によりまして、業界の多年の宿望達成の途が開かれたといふことは私は固く信じておるのであります。併しながら只今通産大臣から御答弁のありましたように、通産大臣自身すら本場に満足した法案じやないといふやうなことを言われております。通産、輸出貿易管理令なり或いは独禁法或いは事業者団体法にとらわれ過ぎた感があるのじやないか、そういうやうな結果といたしまして協定に關する相手国側の事情にとらわれ過ぎておる、そういうやうな点、或いは又アウトサイダーの対策、組合濫立防止の対策といふやうな点に關しましては、私は相當研究を要する点が残されておるのじやないか。又特に現在のままでおきましては、輸出業者に對しまして国内の生産者といふものが不利益をこうむるというやうな懸念が相當あるのじやないかと思つたのであります。

○小林英三君 私は本案は必ずしも完全なものではないと思つたのであります。本案の趣旨に賛成いたします。我が國が平和會議によりまして獨立いたしましたして、國際經濟社會に復帰いたしました日本が、広く世界各國と正常な通商關係を回復しまして、貿易を拡大して参ります上におきまして、公

正な國際慣行を守つて行くといふことは極めて肝要のことと存じます。その意味におきまして本法律案は不正な取引を防止いたしまして、輸出取引の秩序を確立いたしまして、以て輸出貿易の發展を期するといふのでありますから、賛成をいたしたのであります。

ただ、本法案が通過の上は、政府におきまして十分に本法案の運営に万全を期せられまして、でき得る限り輸出貿易の上に効果を挙げられんことを希望いたしましたして本案に賛成をいたします。

○島清君 只今自由党の小林君からの賛成意見を、私は非常に不明であります。私が、私は只今磯野委員から修正案が提出をされました、その修正案の趣旨の説明がございましたが、それを了承いたしましたして本法律案に賛意を表するものであります。

更にこの修正案を加えて本法律が成立をいたしました場合に、この実施の面につきましての要望、要求といふものは、自由党の小林君、磯野君の意見を併せて私も同感であるといふ意思表示を以ちまして修正案に賛成をするものであります。

○委員長(竹中七郎君) 他に御発言はございませんか。

○加藤正人君 私も大体緑風会といったしましては、昨日この点について緑風会の多くの人の意見を徴した形になつておりますから、緑風会を代表してと今回は言ひ得ると私は思つたので、緑風会を代表して本案に賛成をいたします。

今日我が國の貿易商社とはときとして海外に對して競つて安売をする、或る

一商品に対して海外の競争国がおのの代表的の単一の指値を提示しておるにもかかわらず、日本は実に十九社がこも／＼競争するといふようなことがあつたのであります。それがために非常に貿易競争上不利を来たしたことが多のであります。これが即ち安売をすることになりますので、仕向地の輸入商社はこれを非常に不安として見ておる。結局日本もこれがために非常に貿易の伸張を妨げておるような場合が多いのであります。かようなことを輸出組合の設立によりまして、一日も早く拂拭して行くといふことは、特に今日のように貿易によつて自立経済を営んで行かなければならぬといふ日本にとりましては、最も必要な法案と私は感ずるのであります。ほかの議員諸君も申された通り、これが実行性については輸出組合と輸出業者の協定の問題、或いはアウト・サイダーに対する処置の問題等いろいろな点が残されておりました。果して所期の目的を満足に遂行し得るや如何といふことについては多くの疑問もあつたらしい、又これにメーカーが加入し得るかどうかという点についても、運用によつてこれは処置するといふことで、これを明文化したほうがよいという私の希望は容れられなかつたのであります。かような点に多少の懸念がありますが、併しながらこれは年来私の唱えております事業者団体法といふものの全面徹底までの一つの橋頭堡を築くものと考えまして、この法案に賛成する次第であります。

○委員長(竹中七郎君) 他に御発言はございませんか。別に御意見もないようでございますから、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。輸出取引法案について採決をいたします。先ず討論中にありました境野君の修正案を議題といたします。境野君提出の修正案に賛成のかたの御挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕
○委員長(竹中七郎君) 全会一致と認めます。よつて境野君提出の修正案は可決せられました。

次に、只今採決されました境野君の修正にかかると部分を除いて内閣提出にかかると輸出取引法案の全部を問題に供します。修正部分を除いた衆議院送付案に賛成のかたの御挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕
○委員長(竹中七郎君) 全会一致と認めます。よつて輸出取引法案は全会一致を以て修正議決されました。

なお、本会議における委員長の日頭報告の内容等事後の手續は、慣例によりまして委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めます。

次に、本案を可とされましたかたは、例によりまして順次御署名をお願いいたします。

小林 孝平 境野 清雄
西田 隆男

○委員長(竹中七郎君) 次に、特定中小企業の安定に関する臨時措置法案を議題といたします。

○小林孝平君 私はこの問題につきまして労働関係の問題について二、三質問いたしたいと思ひますから、労働省関係の係員の出席を次回にお願いいたしたいと思ひます。

○委員長(竹中七郎君) わかりました。皆さんに申し上げます。委員外発言をお許しいたしますことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めます。よつて下條君に発言をお許しいたします。

○委員外議員(下條善兵衛君) 私は特定中小企業の安定に関する臨時措置法案について提案者に二、三の点をお尋ねしておきたいと存ずるのであります。

從來吉田内閣の施策がやもすれば中小企業に對して非常に熱意を欠くように感じられました。このような中小企業の安定に對する措置法案が提案されましたことに對しましては、私は深く敬意を拂う者でございますが、この法案を拜見いたしますと、私は幾つかの疑問を持つのでございます。

その一つは、この法案によつて救済される業種が極めて限定された業種でありまして、その残りの中小企業に對する対策を提案者はどのようにお考えになつておるかという点を一點疑問に考へるわけであります。更に私はこの法案の趣旨が中小企業の安定に對して、もつぱら生産の制限によりまして価格を維持するという消極

的な安定方法しか考へていないように思ひます。従ひましてこれをば、繊維関係の組織のごときは現在非常に能力が余つておるわけですから、併しながらその余つておるということに對する処置をどうするかという積極的な考えはこの中になくて、今一応生産の制限によつて価格を維持して、先ず先ず現在あるものを潰さん程度に取計らつたといふふうに考へるのであります。

けれども、私はその考へ方の中に繊維産業が現在程度以上に、これより伸びる余地がないものという考へで、そうしておられるのか。それとも或いは現在の二十三、四万台の機械を更にフルに働かして行くようにするとすれば、私は輸出の振興以外にないと思ひます。

私はお考えを持つていられるかという点、先ずこの点だけを先にお尋ねしたいと思ひます。

○衆議院議員(南好雄君) お答えいたします。この法律であつて狙つておりまする点は、今の日本におきまして中小企業の実態から申しまして、法律に於いて中小企業のうち二條の所定の條件に當てはまるもので、而も三條以下の措置によりまして救済得るもの、そういうものを拾つて救つて行きたい、こういう考へ方からこの法律ができておるのであります。お言葉の通りに中小企業のうちにも、指定によつて効果のあるものと、それからいわゆる指定しても効果のないものがあるからと、こ

ういふお話であります。今の日本の中小企業と申しますものは非常に複雑で、而もいろいろありますので、この種法律で万全の措置をとり得るとは

私考えておりません。が併しこういう措置によつて助かるものがあるならば、これは救つて行かなければならぬのじやないか。これは議員提出の法案でありますから、御承知の通り中小企業に對する全般的の総合対策と申しますものはこれは政府の責任であります。私たちの考へでは今第二点でお尋ね頂きましたように繊維のごときも

のにつきましては、この種調整組合を作らして、そうして或る程度世界の經濟の波に應じてセルフ・コントロールをさして行くならば、無益な競争によつて、そうして中小企業を持つ極端な弱点が現われて来ないようにしてやることは是非とも必要じやないか。御承知の通り今の中小企業に對しましては、独禁法とか事業者団体法によりましていろいろの制限がありまして、生産制限のごとき、或いは設備制限のごときものが法律的に効果があるばかりでなく、實質的に効果があるようにするためには、今申上げましたように事業者団体法なり、独禁法が非常に大きな障害をなしておりますので、そういうものを除外してやることによつて中小企業の或るものが救えるならばと、この氣持でこの法案を作つたのです。これによつて全部中小企業を完全に救へるものと我々は考へませんので、今後政府を奮勵いたしまして、これの内容をなします事実上の救済措置、例へば金融の問題でありますとか、そういうような問題を万端漏れないようにやつて行きたい、こういうふうに考へております。

それから、第二点の御質問でございます。繊維のごときは、御承知の通り、あれができた時分におきまして

私考えておりません。が併しこういう措置によつて助かるものがあるならば、これは救つて行かなければならぬのじやないか。これは議員提出の法案でありますから、御承知の通り中小企業に對する全般的の総合対策と申しますものはこれは政府の責任であります。私たちの考へでは今第二点でお尋ね頂きましたように繊維のごときも

のにつきましては、この種調整組合を作らして、そうして或る程度世界の經濟の波に應じてセルフ・コントロールをさして行くならば、無益な競争によつて、そうして中小企業を持つ極端な弱点が現われて来ないようにしてやることは是非とも必要じやないか。御承知の通り今の中小企業に對しましては、独禁法とか事業者団体法によりましていろいろの制限がありまして、生産制限のごとき、或いは設備制限のごときものが法律的に効果があるばかりでなく、實質的に効果があるようにするためには、今申上げましたように事業者団体法なり、独禁法が非常に大きな障害をなしておりますので、そういうものを除外してやることによつて中小企業の或るものが救えるならばと、この氣持でこの法案を作つたのです。これによつて全部中小企業を完全に救へるものと我々は考へませんので、今後政府を奮勵いたしまして、これの内容をなします事実上の救済措置、例へば金融の問題でありますとか、そういうような問題を万端漏れないようにやつて行きたい、こういうふうに考へております。

それから、第二点の御質問でございます。繊維のごときは、御承知の通り、あれができた時分におきまして

私考えておりません。が併しこういう措置によつて助かるものがあるならば、これは救つて行かなければならぬのじやないか。これは議員提出の法案でありますから、御承知の通り中小企業に對する全般的の総合対策と申しますものはこれは政府の責任であります。私たちの考へでは今第二点でお尋ね頂きましたように繊維のごときも

のにつきましては、この種調整組合を作らして、そうして或る程度世界の經濟の波に應じてセルフ・コントロールをさして行くならば、無益な競争によつて、そうして中小企業を持つ極端な弱点が現われて来ないようにしてやることは是非とも必要じやないか。御承知の通り今の中小企業に對しましては、独禁法とか事業者団体法によりましていろいろの制限がありまして、生産制限のごとき、或いは設備制限のごときものが法律的に効果があるばかりでなく、實質的に効果があるようにため

私考えておりません。が併しこういう措置によつて助かるものがあるならば、これは救つて行かなければならぬのじやないか。これは議員提出の法案でありますから、御承知の通り中小企業に對する全般的の総合対策と申しますものはこれは政府の責任であります。私たちの考へでは今第二点でお尋ね頂きましたように繊維のごときも

のにつきましては、この種調整組合を作らして、そうして或る程度世界の經濟の波に應じてセルフ・コントロールをさして行くならば、無益な競争によつて、そうして中小企業を持つ極端な弱点が現われて来ないようにしてやることは是非とも必要じやないか。御承知の通り今の中小企業に對しましては、独禁法とか事業者団体法によりましていろいろの制限がありまして、生産制限のごとき、或いは設備制限のごときものが法律的に効果があるばかりでなく、實質的に効果があるようにため

私考えておりません。が併しこういう措置によつて助かるものがあるならば、これは救つて行かなければならぬのじやないか。これは議員提出の法案でありますから、御承知の通り中小企業に對する全般的の総合対策と申しますものはこれは政府の責任であります。私たちの考へでは今第二点でお尋ね頂きましたように繊維のごときも

三

は、日本のいわゆる繊維産業が広く世界の景気の波に乗りまして、相当活潑に動いておたつたのです。ところがボンドの措置その他に関連いたしました。急激にいわゆる外国貿易がとまつた。それが日本の経済の浅い面と結び付きまして、想像以上のいわゆる惨憺たる影響を及ぼしておりますので、こういう際におきましては、本当に効果のある生産制限或いは設備制限をやらすことによつて、一時避難をさせたほうがいいのではないかと。放つたばかりしておけば、無益な競争のために、産業のみならず、ひいては関連産業にまで大きな影響を及ぼして来る、こういうところにこの法律の狙いがあるわけなんです。

○委員外議員(下條恭兵君) まあこの法案が議員提出であるからして、中小企業全体の対策に対しては、この法案は狙いを持っておらないので、その点は政府を頼んで今後考案せしめるということでありますから、この点についてはあとお尋ねいたしません。

そこで私はお尋ねいたしたいのは、今実は私はこの法案が出るに至る経過におきまして、繊維産業の実態調査に参議院から出張したたりいたしたしたので、いささか関心もあり、関連もあるんで、今こういう法律によつて緊急の安定策を図ろうというところは、当然とらなければならぬと私は考えるのであります。が今私が提案者に重ねてお尋ねいたしたいと思ひますのは、こういうた消極的に生産制限をやつて価格を維持して行こうという考え方を保持しておりますと、私は非常にこれは縮小再生産の過程を辿ることになつて、関連産業にとつても思わしくないと思ひます。そこで私の考えますのは、

は、こういう際に、私も通つて見た範囲におきまして、この法案が主として繊維産業を救済することを狙ひにしておりますので、特に繊維産業について例を申し上げますと、非常に設備にしまして古い、低能率の設備が多いと思ひます。そこでこういう生産制限をしなければならぬ時代に、今少し積極的に、折角こういう法律を出したことになるので、設備の近代化を図るとおるうちに、設備の近代化を図るといふような考え方で、この法律をもう少し積極化して行きまして、休んでおる間に老朽の機械を高能率の機械に入れ替へさせて、将来繊維産業の業界が世界的にも好転するような時代に、十分輸出の競争力を持つような態勢をとらせるように、積極的な方策を講ずることが、この法案でできなかったかどうか。私はできればそれをやつて頂くべきであつたと思ひますが、どうしてそういう措置をおとりにならなかつたかという点をお尋ねしたいと思ひます。

○衆議院議員(南好雄君) 私たちもそういうことを考えたのでありますが、この生産制限とか、設備制限と申しますものは、いわば或る意味においては消費者に対して大きな影響を持つておる。私たちの考えでは、いろいろ産業を統制することによつて、必ずしも所期の効果は望まない。少くとも産業の制限は最小にして必要限度を超えてはならないというふうに考えておるのであります。繊維産業のごときものは、お説の通り、休んでおる間に設備を近代化して、世界の貿易戦に勝ち得るような措置を與えてやればいいのであります。が、今のところは、不幸にし

てそれだけの余裕がなくて、お互いに腰り合ひをしようが今のお言葉の繊維産業の実情と申上げてよいと思ひます。そこで私は、法律が恒久立法でありますならば、そういうことを狙つたのであります。何と申しましても、これは二カ年の臨時立法ですから、せめて臨時立法ではあります。この調整組合の事業といたしまして、産業の合理化、いわゆるその事業の合理化のために必要な資金の裏付けといふようなことをこの組合の仕事にしまして、そうして通産省がいま一つ中小企業の大きな対策といたしまして掲げております中小企業等協同組合法による組合でございます。これは積極的な組合であります。共同施設により、又共同施設を目的にすることによつて、いわゆるその中小企業を救済しようと言つておりますあの中小企業等協同組合法による組合と、この組合が裏はらになりまして、そうして今のお言葉にありましたように、できますことならば、設備のいわゆる近代化といふようなこともやらしていいのではないかと。又別にこれは昨年前国会を通過して、当参議院を通過しておるのであります。設備のいわゆる合理化、産業合理化法案、あれに基づきまして、或る程度資本蓄積ができました。設備のいわゆる合理化も狙ひ得るのであります。要するに、只今御説明申上げております特定中小企業の安定に関する臨時措置法案は飽くまでも臨時的な狙いでありまして、そこに非常に足らんような気もいたすのであります。が、今の状態では、これが精いっぱいでは

ないか、こう私たちは考えておるのであります。

○委員外議員(下條恭兵君) 提案者のお考えのほどはよくわかりましたが、私はこれが二年間の臨時立法であるが故に、むしろそういう積極的なことをやればやれるのではないかと、こういうふうに考えるのです。政府は今外貨貸付制度とか何とか、企業の近代化に対してはいろいろやっておりますが、そうして更に先ほど御引例があつた企業の合理化促進法も、あれは大企業の非常に利潤があるところでこそあの法案によつて企業の近代化ができるのであります。まして、中小企業の、而も今こうしてこういう特別臨時措置法によつて救済しなければならぬような中小企業がある、あの法律によりましては到底近代化はできないことは提案者も十分御承知だろと思うのです。そこで私は強くそういう積極的な面をこの法案に織込むべきであるという考え方を持つておりますけれども、自由経済の枠に縛られて、どうもこれ以上に出ることが困難のように見えますので、私の考え方としましては、飽くまでそういうことをすべきだといふことを申上げてこの問題を打ち切ります。

次にお尋ねいたしたい点は今一点あるのですが、これは、こうして中小企業の経営者のほうには、価格の安定が一応見られれば、それによつてこの苦況を脱却できるかも知れんと思ひますけれども、こうして生産制限をしますと、当然そのしわ寄せは労働者のほうに寄つて来ると思ひます。今までのこの繊維産業の苦況に對する一体誰が熱心に陳情その他の運動をやつたかと言ふと、経営者も熱心

であつたかも知れないが、私は労働組合の諸君も随分自分たちの生活権にかける問題として、経営者以上に熱意をこめての運動を続けて来たと思ひます。然るに、いよいよ法律が生れまして、救済されるものは経営者であつて、労働者のほうは首切られてしまふという形が出て来るのでは、私は昨今の世相に照らしまして、提案者は恐らく昨今のメーデー事件以来いふんな出来事等に対しては御心配事だと思ひますが、私は思想対策としてもこれは由々しい問題だと思ひますが、こういう点に對する提案者のほうのお考え並びにこの法案に私は抜けているところ、思ひます。

○衆議院議員(南好雄君) お答えいたします。お言葉の通り、この法律で指定を受けましてこの法律の適用を受けて参ります産業におきましては、いわゆる労働者側の協力と申しますものは、これは他の大きな産業と違ひまして特殊のものがあるように私見受けるのであります。私が知つております、いわゆる先ほど下條さんが例にとられました繊維産業、そういう産業におきまして、この中小企業の経営状態におきまして、労働者の関係は、これは大きな企業の労働の関係と趣が違つております。非常に家族的であり、いといときも悪いときも労働者が非常にうまく行つておるのであります。ただ、この法律で特別にその面を心配して、積極的には規定してございませぬが、不当に労働者側の利益を侵害させんように、この種の法律としては珍らしく、参議院におきましては従業員の代表をわざと

ないか、こう私たちは考えておるのであります。

わざ審議会の委員として加える心がまえとしてあります。優先雇用については規定もここに置いてございまして、それから地方の産業が非常に影響を受けるという場合におきましては、労働方面のいわゆる意見を都道府県知事にまでわざ／＼聞いてやつて行くように、各所において労働者の利益が経営者側に比して不当に差別的に扱われないように十分に配慮してあるつもりなんです。……

○委員外議員(下條恭兵君) 私はその点につきまして、今の御説明だけでは十分安心が行かないと思うのであります。なぜかと申しますと、経営者のほうには経営がだん／＼楽になつて来るのであります。今のうちに審議院に労働者の代表を入れるとか何とかいうような措置をする、これは当然の措置でありまして、それだけで十分というところは、これはもう断じてないと思ふのであります。で、その失職の間をどうするか……、優先雇用は勿論でありますけれども、優先雇用されると言つたつて、現実に生活の安定がなくなつてしまふばそれは言つていられなくなると思ふのであります。そこで失職の期間が、失業手当による半年間は考へるといたしましても、その後はどうするかということに對して、それが三月乃至四月或いは半年以内で問題の解決する場合は勿論結構ですけれども、なか／＼今の状況では私はそれは行くと思ひませんが、それより長期に亘つて長く失業していただくやならんというときの特別の対策というものを考へになつておられるかどうか、この点を一つお尋ねします。

○衆議院議員(南好雄君) お答えいたします。この種法令は労働基準法の適用を排除してありませんので、その上において今私説明申し上げたような心がまえ、心配りをやつておられるわけなんです。……

○委員外議員(下條恭兵君) この労働対策について、多分先ほど労働省の政府委員に出席を求めた小林君の問題点もここであらうと思ひますので、從つて当然あつても問題にされるであらうと思ひますから、私は以上を以ちまして質問を打ち切ります。

○加藤正人君 ちよつと伺ひます。僕のは簡単だから……。私の御質問申したいのは、組合数であります。……

○衆議院議員(南好雄君) お答えいたします。この法律でいわゆる業種を指定する制限になつておりますのは、お手許に配布してございまして第二條でございまして、つまり一年間の生産数量がおおむね二分の一以上を作り、而もそのいわゆる業種の中においてこの法律で言う中小企業の三分の二以上、おおよそこの二つにこの一、二、三の三つにわける相対不況が続いておるといふ事実があれば、これはあえて業種を制限すべきものではないかというふうなことを考へております。

○加藤正人君 二十九條の二項です。……

○衆議院議員(南好雄君) その通りであります。

○加藤正人君 二十九條の二項です。……

○衆議院議員(南好雄君) 私たちもその点については衆議院におきましてもいろいろ質問があるものであります。……

○委員外議員(下條恭兵君) この労働対策について、多分先ほど労働省の政府委員に出席を求めた小林君の問題点もここであらうと思ひますので、從つて当然あつても問題にされるであらうと思ひますから、私は以上を以ちまして質問を打ち切ります。

○加藤正人君 ちよつと伺ひます。僕のは簡単だから……。私の御質問申したいのは、組合数であります。……

○加藤正人君 二十九條の二項です。……

○衆議院議員(南好雄君) 私たちもその点については衆議院におきましてもいろいろ質問があるものであります。……

公取がこれを黙認するという形であり
ます。この法律におきましては調
整組合の組合員に、たとえ紡績連合会
加盟の会社の兼営工場といえども入
ることができ、若し入らん場合に
おいての問題なんであり。入つて
他の中小企業者と一緒には業界全般のた
めの必要にして最小限度の犠牲をこれ
は共に忍んで頂かなければならん。
ただ問題になつて参りますのは、要す
るに調整規定をこしらえて事実上生産
の制限或いは設備の制限をする際に
いて、輸出産業に對するところの心配
りをどうするか、こういうことになつ
て参ります。主として調整規定の認可
の際における運用の問題等だろと思
うのであります。この法案が衆議院を
通つた際においても、附帯決議にあり
ますように、悪平等にならんように十
分輸出産業についての心がまえをして
置くように附帯決議がありますのであ
ります。これは輸出産業のような
ものにつきましては、成るべく影響のな
いような調整規定を作らうように、こ
れはまあ法律を運用する際の認可のい
わゆる標準でなからうかと思ふのであ
ります。

○小林英三君 本案に對して、三つ、
四つ御質問したいと思ひますが、先ず
この第二條の「当該業種に属する事業
を営む者の総数のおおむね三分の二以
上が中小企業者であり、それから総生
産数量のおおむね二分の一が中小企業
の生産量である」ということを限定され
ておるのですが、これはまあ第一條の
目的の中の「中小企業の占める重要性
が極めて高い」という意味からかうい
う限定をされたのですか。

○衆議院議員(南好雄君) お答えいた
します。お言葉の通りであります。
○小林英三君 そこで私はこの第二條
の第二項の第二号で「この法律で
「中小企業者」とは、常時使用する従業
員の数が三百人以下の事業者をいう。」
こういう中小企業に對するこの法律に
おきまして定義が與えられてゐるので
あります。これは多分私の想像する
ところによります。中小企業の
協同組合等において中小企業の線が今
までの百人から中小企業協同組合を作
る場合に三百人にされた、その三百人
をここにこの法ではないかと想像す
るのですが、この三百人をおきめにな
つた根拠はどこにありますか。

○衆議院議員(南好雄君) お答えいた
します。今小林さんのお話にありまし
たように、中小企業等協同組合法の三
百人をここに持つて参つたのでありま
して、一つはその法律の用語といたし
として中小企業といたしましては漠然
としておる。何を法律の対象にするか
という問題になりまして、この法律の中
に中小企業者、中小企業等協同組合の言

う中小企業者とは違つておつては何か
につけて不便なものでありますから、
いわゆる中小企業といふものを強いて
定義付けるならば中小企業等協同組合
法の中小企業と同じ意味であるべし、
こういう考え方をどういうふうにして
したのであります。

○小林英三君 大体私が想像いたしま
した通り、三百人はそこから来ておつ
た私も想像いたしておつたのです
が、ただ私はこの法律において三百人
という中小企業の定義をおきめになる
ときに多少のそこに齟齬を来す虞れは
なかろうかという心配をしてゐる。先
ほどの御質問の中に、指定業種とい
うのは今後目的並びにその他の問題に
かなう範囲内において中小企業のうち
からどの／＼殖えて行く可能性がある
というが、こゝに只今拜聴したばかりで
あります。こゝにございませう。最初
も提案者の御提案になつた業種よりも
更に衆議院で修正して最初五つぐら
いしかなくつたものが十二に殖えてお
りますが、この二十二ございませう。業種
の中でも、私は三百人というものがあ
ればこれはむしろ業種によつては中小企
業でなくて大企業の中に属するものが
あるのじやないか。この一から十二ま
でここにございませう。業種の中で三百
人を以て中小企業とするということに
なります。或る業種にはそれで結構
であります。大企業もある、中企
業もある、小企業もある。或る業種に
よつては中企業しかないものがある
と思ひます。むしろ或る業種によつて
は、三百人の従業員を持つておるよう
な業種は、或る業種によつては大企業
であるといふように私も考へるよう
な業種もたくさんあると思ひますが、

まあここにあらうものはそういうような
三百人であれば、大体これは中小企業
と目指していいといふように提案者は
お考へになつておられますか。先ずそれ
から承りたいと思ひます。

○衆議院議員(南好雄君) お答えいた
します。中小企業と申しまして、実
質上何が中小企業であるかというよう
な議論になつて参ります。いろいろ
ろたくさんの又むずかしい議論になる
のであります。要するに一つの法律
で、中小企業等協同組合法という法律
で、大体中小企業と申しますのは、常
時三百人ぐらゐの従業員を使うものを
いうといふのだという一つの根拠があ
りました。その意味から、これにその根
念と同じくする意味合いにおいてこの
法律にもそれを使つたのであります。

お言葉のように別表に指定せられまし
た業種の中には三百人も使つてない
ものもありまして、要するにこれは一
つの線を引くためにそういう定義をい
たしたのであります。先ほどの御質
問にもお答え申上げましたように、で
きるならば大企業とか中小企業とかい
うような区別をせずにやつてもいいの
であります。中小企業の持つておる
業態の複雑性から、中小企業だけに
別個の対策が要る、こういう考へで一
つの線を引いてきておるのでありま
す。

○小林英三君 今のお答えは私が御質
問申上げました中心からちよつと外れ
ておるよう思ふのですが、私はその
今の三百人を線を引きこゝになるとい
ふことは、これは一つの理窟で、結構
だと思ふのであります。ただこの法
案を運営して行く上において三百人と
いうものを以て中小企業とするよう

場合において、或る業種によつてはそ
れで大企業がある。何千人も使つてお
るものもある。そういうものが三分の
一も入つておるものもいふのだとい
うのです。つまり業種によつてはそ
ういふ大きな企業ではなくて、むしろ
それ以下ばかりの業種が私は業種によ
つては存在しておると思ふ。そういう
ものも将来入つて来ると思ふなければ
なりません。又現にここに摘出されて
おります指定業種の一から十二までの
中にもそういう業種が、二百人或いは
三百人も従業員を使つてゐる、これは
大企業であるといふような業種が、私
はこの中にもあるのじやないかとい
うことを私はお伺ひしておるのであ
ります。

○衆議院議員(南好雄君) お答えいた
します。私たちが調べた範囲内におき
ましては、まあその大企業といふのは、
どういふものであり、中小企業とい
ふのはどういふものであるかという定
義の仕方だろと思ひますが、別表に指
定されておるものについては皆三百人
以上を使つておるものが一、二ありま
した。これに關しておるのであります。
大体は大企業と中小企業といふものを
分けて考へられる業種を指定してある
つもりであります。

○小林英三君 ただ私はこういう問題
が起つて来はしないかと思ふのですが、
法案の第二條には今のような工合に調
つてあります。それから法案の第九條
に「その組合員の総数がその地区内に
おいて定款で定める組合員たる資格に
係る業種に属する事業者を営む者の総
数の二分の一以上であり、かつ、その
組合員の三分の二以上が中小企業者
である」といふこと。それから第十四

場合において、或る業種によつては
何千人も使つておるものがある。そ
ういふものが三分の一も入つておる
ものもいふのだといふのです。つま
り業種によつてはさういふ大きな企
業ではなくて、むしろそれ以下ばかり
の業種が私は業種によつては存在し
ておると思ふ。そういうものも将来
入つて来ると思ふなければなりません。
又現にここに摘出されております指定
業種の一から十二までの中にもさう
いう業種が、二百人或いは三百人も
従業員を使つてゐる、これは大企業
であるといふような業種が、私はこ
の中にもあるのじやないかといふこ
とを私はお伺ひしておるのでありま
す。

○衆議院議員(南好雄君) お答えいた
します。私たちが調べた範囲内におき
ましては、まあその大企業といふのは、
どういふものであり、中小企業とい
ふのはどういふものであるかという定
義の仕方だろと思ひますが、別表に指
定されておるものについては皆三百人
以上を使つておるものが一、二ありま
した。これに關しておるのであります。
大体は大企業と中小企業といふものを
分けて考へられる業種を指定してある
つもりであります。

○小林英三君 ただ私はこういう問題
が起つて来はしないかと思ふのですが、
法案の第二條には今のような工合に調
つてあります。それから法案の第九條
に「その組合員の総数がその地区内に
おいて定款で定める組合員たる資格に
係る業種に属する事業者を営む者の総
数の二分の一以上であり、かつ、その
組合員の三分の二以上が中小企業者
である」といふこと。それから第十四

條に「通商産業大臣は、調整組合が左の各号の一に該当すると認めるときは、その調整組合の解散を命ずることができ、その解散を命ずるときは、第五條各号に適合するものでなくなつたとき」とか、或いは「第九條の構成要件を欠くに至つたとき」とか、そういう場合には解散を命ずることができ、こういうふうな意味の第十四條、第九條、第五條等と總合関連して考えてみますと、第二條の性格、や狙いを見て、三百人の引き方によつて或る業種には馬鹿に厳格になり、或る業種には非常にこの法案の運用上甘くなつて来るというふうなことを私は心配するので、その点はどうか。

○衆議院議員(南好雄君) お答えいたします。實際問題といたしましては、そういうことがあり得るかも知れませんが、第九條は御承知の通りその地区内において指定業種を営むものの半分以上が組合員であればよし、そうしてその半分以上の組合員のうち三分の二以上がいわゆるこの法律での中小企業であれば、組合を設立することができるといふことで、この方面では多少ゆるめてございます。或るものについて特に三百人というふうな引いたために、組合が作れなくなるというふうなことは、今別表に指定した業種におきましては、私たちが資料によつて承知しております。

○小林英三君 それから第八條並びに第九條にあるのですが、この組合員の資格の問題ですが、これは協同組合と調整組合との関係ですが、調整組合は営利を目的とし、併しこの営利を目的として現にやつている同じ種類の業種の協同組合がある。その協同組合

の加入者もこういう目的のために更に脱退せずしてこの調整組合に業務して入るといふような場合は、これは想定できますが、これは差支えないのでし

○衆議院議員(南好雄君) お答えいたします。それは当然そういうことを考へておるのであります。中小企業等協同組合法による組合は、営利事業がやられるのであります。このい

○小林英三君 よくわかりました。そういういたしますと、役員がやはり同じ地区において、同じ業種において、一方は協同組合、一方は別に調整組合があるという場合におきまして、役員は両方の組合を兼任しても差支えないのですか。

○衆議院議員(南好雄君) 当然それは兼任できることと思ひますし、又兼任して頂かなければ実質上本當にいい効果を上げる組合にならんのじやないかと考へております。

○小林英三君 更にこの第十五條の一号と二号ですが、組合員が生産をする指定業種に係る製品の生産数量若しくは出荷数量又はその生産設備に関する制限をする、こういうことがあります。それから又一方第十六條には調整規程を調整組合が作つて、そうして大

臣から認可を得るということになつておりますが、そういういたしますと、この同じ業種についての組合に加入してない他の大企業といふものが考へられるわけですが、そうするとこの調整組合とこの調整組合に入つていない他の同じ業種の大企業の生産数量等に関する制限を考へられるのであります。が、その實際面の調整等はどうか、それを伺ひたい。

○衆議院議員(南好雄君) お答えいたします。只今御質問になりました点は非常に重要な点でございます。併しこの法律ではできればそういうかたがたも調整組合の中に入つて、そうして指定業種の全般的な共同利益の増進と申しますことに一臂の協力をして頂きたいという気持ちで中小企業等協同組合法と違つた意味で、調整組合を作る際に、即ちこの法律でいう大企業も入り得るようになっておるわけであり

○小林英三君 その点はその辺にして承ひたい。次に、第十六條に關しまして、第六條第二項の第一号並びに第二号「必要且つ最小限度の範囲をこえること。」つまり事態を克服するための必要且つ最小限度の範囲をこえること、それから第二項の第二号には「不当に差別的であること。」というのですが、その解釈はどうですか。

益を守るためにやる調整組合の仕事であるから、恐らく大企業といへども筋の通つたことについては、俺は別だといつて協力しないという立場はおとりにならんと思つております。たとえ組合にお入りにならなくても、相當の協力があるものと私は考へております。どうしても協力がなくて、いわゆる飽くまでも自分のところ本位にやるというこ

○衆議院議員(南好雄君) お答えいたします。御承知の通り、何と申しますか、一つの生産を制限して参りますということは、この善悪にかかわらず消費者の利益を形式的に見ますれば或る程度損なうという点もござい

○小林英三君 その点はその辺にして承ひたい。次に、第十六條に關しまして、第六條第二項の第一号並びに第二号「必要且つ最小限度の範囲をこえること。」つまり事態を克服するための必要且つ最小限度の範囲をこえること、それから第二項の第二号には「不当に差別的であること。」というのですが、その解釈はどうですか。

○衆議院議員(南好雄君) お答えいたします。御承知の通り、何と申しますか、一つの生産を制限して参りますということは、この善悪にかかわらず消費者の利益を形式的に見ますれば或る程度損なうという点もござい

る程度損なうという点もございまして、更に進んでこういうことが法律的にできるということになりますと、業者の立場といたしましてはイー・ジー・ゴイングな考え方をいたしまして、自分の立場を守ろうという現状維持的な考へが出て参ります。そういういたしますと、国内的に見てはそれでもいいのであります。が、國際的に見ますならば、これは日本の産業のいわゆる進歩をこういふ法律によつて阻害するといふことにもなりますので、生産制限とか設備の制限とか申すものをやる場合におきましては、何といたしまして

○小林英三君 その点はその辺にして承ひたい。次に、第十六條に關しまして、第六條第二項の第一号並びに第二号「必要且つ最小限度の範囲をこえること。」つまり事態を克服するための必要且つ最小限度の範囲をこえること、それから第二項の第二号には「不当に差別的であること。」というのですが、その解釈はどうですか。

○衆議院議員(南好雄君) お答えいたします。御承知の通り、何と申しますか、一つの生産を制限して参りますということは、この善悪にかかわらず消費者の利益を形式的に見ますれば或る程度損なうという点もござい

○小林英三君 その点はその辺にして承ひたい。次に、第十六條に關しまして、第六條第二項の第一号並びに第二号「必要且つ最小限度の範囲をこえること。」つまり事態を克服するための必要且つ最小限度の範囲をこえること、それから第二項の第二号には「不当に差別的であること。」というのですが、その解釈はどうですか。

主觀的認定がなければ指定業種に指定しないと申しますと、相当程度不景氣

も入れるようにという話をあとになつて聞いたのであります。最初実際調べ

あるという場合に、このマツチ製造業の中に含まれるかどうか。

いふが点で、任意団体ではどうも十分でない、という考えから調整組合

たが、先ほど秘御返事を申し上げたに過ぎないのです。

九

○委員長(竹中七郎君) では委員外質問といたしまして、農林委員の三浦辰雄君にお許しいたしたいと思ひますが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないと認めまして三浦辰雄君に質問を許します。

○委員外議員(三浦辰雄君) 私農林委員の三浦でございます。只今御審議中のこの特定中小企業安定に関する臨時措置法案につきまして、農林委員会から当委員会の委員長さんに宛てて文書を以て申入れました件について、貴重な時間をお割き頂いて説明の機会を與えて頂きましたことを、心から厚くお礼を申し上げます。

この問題は、文書にて差上げましたように、合板の問題でございます。時間を節約する意味で簡単に読みますと、

合板は戦後重要な輸出品となつていたのであるが、最近の国際情勢から生産過剰を来し、合板製造事業の経営は関係者の努力があつたにもかかわらず、困難を極めてゐる現状である。

ところが、去る六月十七日に提案された特定中小企業安定に関する臨時措置法案は、その目的が本事業の現況に對して頗る適合するものと思はれるので、この合板事業を同法の指定事業に指定せられるよう、同法の修正方につき御配慮願ひたい。右農林委員会の総意を以て申入れ

六月二十日
かような文面であるのでございすが、これについて極めて簡単に合板の現在の事情を申し上げますと、合板の事

業は、年間設備で申し上げますと、十二億平方尺程度の生産能力がございします。それで、昨年は八億一千万平方尺の製造をいたしました、先々年におきましますところの数字は八億三千万乃至五千万平方尺と言われているのであります。それが、それに近い成績を挙げたのでございします。又本年の三月の状況を見

ましても、八千万平方尺というものを生産いたしました。こういふような調子で行くと、本年も又更に生産は九億七千万平方尺くらいになると想像されるのでございしますが、併し一方需要の状況は、いわゆる輸出が非常に不振になりまして、又特需の方面もたつと参りまして、現在一億六千万平方尺程度ではなからうかと考えられます。

年間に見ても、五億四千万平方尺だと推定されますと、残りどうして二億七千万程度は何ともども生産過剰のようになつておる。そこで本年の三月から、この組合としても何とかこれを自主的にしなければならんと苦慮したのでございしますけれども、自由競争の態勢下では何とも仕方がない。そこで幸いかなうな趣旨の案が出たので、是非何とかしてこれに加えて頂きたい。なお工場は現在全国で二百二十十三ございします。そのうち三百名以上の従業員を持つておるのは僅か極く少数でございします。数カ所でございます。而も資本金は全国平均一工場当たりで三百四十万円、かような状況でございします。

何とぞこの件について慎重御審議の上に、農林委員会としても切望いたしております。同案の別表に合板をお加え頂きますように御審議を願ひたい、

かように思つて参つたのであります。どうぞよろしく願ひたいとします。

○委員長(竹中七郎君) 只今の通り、私のところに宛てられましたので、農林委員会から申入れがありましたのでお許しいたしたのでございします。皆さんにおきまして御配慮を願ひたいと思ひます。

○島清君 提案者どうですか、草案當時気がついておられたか、それとも又……

○衆議院議員(南好雄君) この法律を作つて業種を指定した際におきましては、合板のことは話を聞いておりました。私たち通産委員会でもこれをやつたものでございしますから、通産省のいわゆる各原局に對して、この第二條の所定要件を充足するもので組合を作らして、或る程度効果のあるものというふうにして、そうしていろいろ調べて頂いて、業種を指定したんでございします。その後になりました合板のほうから話を聞いたのであります。これは本案審議の途中におきまして、第二條の所定の要件を具備して、そうしてこういう組合を作らすことによつて効果がございしますならば、私はあえて法案が杜撰であるという御批判を受けても、私は直して入れてやるべきだと、こういうふうな考へております。提案者の一人として、決して制限する意思ではないといふことをお答え申し上げた次第であります。

○山本米治君 本法案が通過いたしましたので、その特定中小企業に生産の調整が行われるといふことになりまします場合に起つて来る問題はいろいろあります。その一つは、先ほどの労働問題はどうかというところであります。こ

れは又先ほど小林委員が更に今後お尋ねすると申しておりますが、私はもう一つ金融の問題が起つて来ると思ひます。今中小企業の中には非常に赤字であるけれども、生産制限をすれば企業は廻らなくなる、赤字でも生産を続けて行くことによつて資金が回転するといふ事情のものが非常に多いわけですが、これがこの法律に基いて生産を制限しなければならぬといふときに、当然金融をどうするかという問題が起つて来るわけですから、その金融の問題について、金融当局その他或る程度の対策のお打合せがあつたかどうか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○衆議院議員(南好雄君) 正規のものではございせんが、私たちとして、金融措置につきましては、いろいろ所管官庁の大蔵省乃至日産協あたりともいろいろ話をしてみたのであります。

法案の中に金融的な條項を設け得られれば非常にいいと思つたのであります。が、今の段階におきましては、間接的に業界安定によつて、コンマーシアルベースによつて資金が流れるといふことで満足しなければならぬのではないかと、やつてみて不備な点は又法律改正をすればいいのであつて、当初から余り完璧を期して進みましても、非常に暇どつて、時宜に應じた救済はできないと、こういうふうな考へをしまして、それで一応話はしてみたのであります。けれども、法案の中に盛り込んでございせん。ただ組合の事業といたしまして、若し金融機関が、業界安定の見通しを持つて来れば、今までとまつておつた流れがこの法案によつてつくならば、望外の仕合せといふので、組合の

事業の第二号の中に入れてございします。御指摘の通り、この組合は非営利で、そうして資金なんか共同出資といふことはございせん。ただ先ほどの御質問にありましたような、組合員たり得る資格には、中小企業等協同組合そのままで入つて来ることもよろしいのでございします。或いは個人の資格で入つて来ることもいいのです。そこで普通の実情から見ますと、この法律はそれを目的にしておりませんけれども、一つの組合が二枚の看板を持つといふことが出て来ると思ひます。そういう場合は組合役員の裏書によつて市中銀行から十分の融資を受ける見通しがあるといふので第三号を入れた次第でございします。

○山本米治君 第三号の先ほど申しましたあとに大体「組合員のためにするその借入」これはまあわかるわけですが、ここには調整組合が主格になつておつて、その調整組合が「組合員に對する生産調整及び経営合理化のための資金の貸付」とあるので、どうも調整組合そのものが資金を持たない限りこの号はおかしいのじやないか

事業の第二号の中に入れてございします。御指摘の通り、この組合は非営利で、そうして資金なんか共同出資といふことはございせん。ただ先ほどの御質問にありましたような、組合員たり得る資格には、中小企業等協同組合そのままで入つて来ることもよろしいのでございします。或いは個人の資格で入つて来ることもいいのです。そこで普通の実情から見ますと、この法律はそれを目的にしておりませんけれども、一つの組合が二枚の看板を持つといふことが出て来ると思ひます。そういう場合は組合役員

の裏書によつて市中銀行から十分の融資を受ける見通しがあるといふので第三号を入れた次第でございします。

○山本米治君 第三号の先ほど申しましたあとに大体「組合員のためにするその借入」これはまあわかるわけですが、ここには調整組合が主格になつておつて、その調整組合が「組合員に對する生産調整及び経営合理化のための資金の貸付」とあるので、どうも調整組合そのものが資金を持たない限りこの号はおかしいのじやないか

と思ひますが、只今のお話によれば、調整組合というものが、協同組合そのものが組合であるからというところもあるのですが、それは協同組合として資金を持つてゐるのである、調整組合そのものはどこまでも資金を持たないと思ふ。それが調整組合が組合員に対する資金の貸付とあるのでもうおかしなように思ふのですが、その点は如何ですか。

○政府委員(松尾金蔵君) 只今お話のごときによつて、調整組合自身が出資金を持つ、資産を持つというようなことは實際上殆んど起らないと思ひます。そういうことであれば調整組合自身が第十五條の第三号の後段にありまふような「組合員のためにするその借入」ということも實際上はなかく容易ではないと思ひますけれども、調整組合の仕事を、やはり調整に伴う組合員の金融業務について、調整組合自身が或る程度仕事をやろうとする意思があれば、又それが或る程度実現するということになれば、この法律上そういう仕事ができないということとする必要も必ずしもなからうというやうな意味で、この第三号の前段は、實際上の問題としては調整組合が他から資金を借受けて組合員に貸付をするというやうなことが予想されるところと思ひます。

○山本米治君 それならばその十五條第三号のあとのはうはいいが、信用のあるなしで調整組合が資金を持たなくとも、組合員のために借りるというやうな斡旋をすることはできるけれども、前段のはうの、調整組合が資金を持たないのに、組合員に対して調整組合が金を貸せるというのはおかしい。後段

のはうはいいが、前段のはうがおかしいと思ひます。

○衆議院議員(南好雄君) お答えいたします。今松尾さんから御承知の上上げましたように、御承知のようにこれはあとで組合を非常に虚つて書いてあるのでございまして、この法律に規定する事業でない場合には解散の理由にもなり得るのであります。そういう事情があらまふやうな場合、或る程度やがてして、半年なり一年やがてして力められた場合、又事情が悪くなつてやがてしたやうな場合におきましての先の先まで考へておきたいことがやり得るやうにしておかないと、若し事の必要がある場合には困るというだけのいわゆる堅持で書いたものでございまして、当面の問題としては、前段は、金のない組合でございまして、実は實際問題としてはないと思ひます。一年なり一年なり一年半経つたあとにおいては、こういうこともあり得るのじやないかと、こういうやうな気がするのであります。

○山本米治君 もう一点、衆議院から送付されましたこの法律に対する附帯決議でありまして、これは或いは提案者に質問する筋道ではないかと思ひますが、その第五に「調整組合又は連合会が、この法律に基いて生産調整を行うために必要な資金を借入れる場合に、政府は、予算の範囲内において、年五分を限度として当該資金の借入にかかわる利子をその融資機関に対し補給すること」というやうなことが書いてあるわけですが、この「予算の範囲内において」ということは、今後どういふ予算を作るという意味なんですか。どういふ意味なんですか。

○衆議院議員(南好雄君) お答えいたします。附帯決議を私がお答えするのもおかしいのでございすけれども、私もその附帯決議に賛成した一人なんのでございすので、その意味においてお聞き願ひたいと思ひます。

これは法律になれば積極的に或る程度の財務当局に対しての拘束を持つておりますが、法律にないものでございすから、これは希望条件であります。ただ私たちの努力によりまして、中小企業対策として、少くとも五分くらい程度の利子補給くらいはやつて行かないとかわいそうではないかというので、若し補正予算を組む場合がありましたならば極力努力してみようと思ひます。そういう場合には、それが財務当局に認められまふと、別に法律になくとも予算書の総論で書けばこれは実行できるのであります。

○山本米治君 わかりました。

○山本米治君 私は少し時間がかかるかと思ひますが、成るべく早く切上げますが、大体私はこの法案ができました前提として、提案者の南さんが非常に御努力なすつていたことは私も組織議員連盟の一員として、この法案が生まれ出るまでの経過についてはよく承知してゐるのであります。そういう点から申しますなら、この法案自体に金融機関に対する損失補償がない、或いは設備制限に対する問題、又違反者に対する制限の問題というやうなものがあるのを承知してしまひまして、ただこの法案自体に譲つてありますものが、製品の需給が著しく均衡を失した場合、言換へますならば、この調整問題だけが主体に相成つておりますことは非常に遺憾なのであります。これは私よりもなおさらよく提案者自体

が御承知の上でこの法案を作る段階に相成りましたので、その点については後刻、勿論このものは満足なものではない、先ほど提案者が申されました通り、非常に提案を急いでいる。これは現実今日の中小企業の安定というものが非常な急務を要する問題でありますから、この点は御尤もなことだと思ひます。私はすべて了承してゐるのであります。つきましては、私はこの法案の只今申上げました不備な点というやうなものについては、提案者自身が十二分に御承知のことと思ひますので、何らかの機会に一つ御修正を願ひまして、我々が当初希望しておりましたやうな点に一日も早くやつて頂きたい。ただそういうやうな点から行きますと、この法案自体について幾分私どもも疑義があるのであります。併しとりあへず先ほど提案者からお話のありました通り、何にしてもこの法案を、率直に申上げますならば、この会期中に上げなくちやならぬ、そういうやうなことから行きますと取り急がれたということは十分に承知いたします。私の申上げますことはこの法案が通過いたしましたも、調整組合の設立というものが第一の段階であります。その調整組合の設立というものは勿論二、三ヶ月を要するので、こういうやうなことでありますので、私が以下質問いたします点は若し妥協なものだというやうな点がありましたら、次の国会にでも一つ提案者のほうで御修正を願ひたいというふうに思ひます。御質問と申しますか、私の意見と申しますか、そういう点を申上げたいと思ひます。

第一番目には、例えば第二條に譲つております四頁の一号と二号の問題、この問題は過般公取から衆議院のほうへいり／＼申入をいたしました文面と照合をいたしましたところ、むしろ私は第三條の二行目の「その共同の利益を増進するため」の次に三頁の「左の各号に掲げる事業が生じた場合に」調整組合を組織することができるといふところが私は法文の体系上是なのじやないか、こういうふうに思ふのですけれども、この点について若し御意見があらましたら一つ承わりたいと思ふのであります。

○衆議院議員(南好雄君) お答え申し上げます。その点はいわゆるこういう法律はちよつと交つた形をとつてゐるのであります。現在の段階におきまして、今まで御質問がありましたやうに、生産制限とか、設備の制限、生産数量の調整というところは消費者の見地から見ても非常に大きな考へなければならぬものがあるというやうな議論もございまして、これは一定の客観的標準を掲げて、あとの運用を全部執行機関である政府に委してしまふ行き方を今まではやつておつた。ただこの場合におきましては、そのいわゆる調整組合を作らして生産制限をやらす、そういうことを必要とする業種を国会みづから認定しよう、こういう行き方であつて、その点において今までの法律と少し違つてゐると思ひます。これは公取の当初の考へ方は、一応第二條に漠然とした標準を掲げておいて、そして第三條で主務大臣がこれを認可する際の認可の標準として、こういうふうに書いたかどうかという御意見があつた。それでもいいのであります。そういう場合には、国会が業種を指定し

て、而も組合のできん業種の場合が出て来ると非常に妙なことになります。少くとも国会においてこういう必要がある認定して来たものについては、よほどの場合がなければ、執行機関である政府は、それに異なる認定をすべきではない、こういう見地から、国会みずからこの一定の法律に制約されて行つたほうが、もつと法律の体裁上よくなるのじやないかというので、二條にみずから認定の、国会みずからする認定の業種の客観的、主観的要件を掲げて、そうして公取と協議をしたら、これで結構だ、こうなればいいのだという話で、今申上げましたような二條ができたような次第であります。

○境野清雄君 次に、十八條の二項の最後段によりまして、「同條同項の認可を取り消すことができる。」という話であるのでありまして、「同條同項」というのは、前頁の第十六條の二項である。要するに十六條の二項の場合につきましては、こういうような場合には、認可をしてはならない、こう語つてありますものが、認可をしてはならないものを認可を取り消すことができる、これは何かお間違いであります、勿論私は衆議院におきましては、この法案を作りましたときに、私は「同條一項」の間違ひだというふうにも聞いておるのであります、これはいよいよお取消しが来るだろうと思つておられますので、法案自体としては間違つておるやうに聞いております。考えておりますので、この修正案が廻わされて来るのを忘れになつておるのか、その点ちよつとお伺ひいたします。

○衆議院議員(南好雄君) 御指摘の通り「第一項」の間違ひであります。○境野清雄君 次に二十七條であります、二十七條におきまして、二十七條の十六頁のほうに、「第二十二條第二項中」というのがあるのであります、これは読み替へ規定であります。この読み替へ規定、二十二條の二項にありまして、調整規程の設定というやうな問題があるのでありますけれども、これは調整規程は調整組合が行うものであり、総合調整計画はこの連合会で行うものなのであります、そういうやうな点から行きますと、下の項の「総合組合員の半数以上」というものを「議決権の総数の半数以上に相当する議決権を有する会員」というものに、「その三分の二」とありますものを「その議決権の三分の二」と読み替へる、同時にこの二十二條におきましては、調整規程の設定というものは、総合調整計画の設定というふうに読み替へられるのじやないか、こういうふうには私は考へるのであります、同じやうな問題が、十九條におきまして、「調整組合」というものは「調整連合会」と読み替へる、「調整規程」というものは「総合調整規程」と読み替へるのじやないだろうか、又同時に特にひどい問題になりますと、第二十條の問題があるのであります。第二十條の「調整連合会」というふうな上を読み替へて参りますと、下の「第十六條第一項の認可を受けた調整規程に違反した組合員」というふうな相成つておるもので、この点は下の「調整規程」も「総合調整規程」でないとおかしな問題になりやしないか、言い換へますならば、個々の組合員が調整規程に違反した者は連合会自体でこれに對して過怠金をとれるというやうな点があるので、私はむしろこの辺の読み替へというやうな事項がはつきりした文句ではないのであります、この十六頁の二十七條の「この場合において」というところの「調整規程」とあるのは、「総合調整計画」というふうな読み替へなくちやならないのだらうと思つてありますけれども、これはいわゆるただ法文の上の問題なのであります、これも一つ今度の法案でなくとも結構なのであります、その点も一応御研究置きを願ひたいと思つてあります。

○衆議院議員(南好雄君) 御指摘の通り「第一項」の間違ひであります。

り整理漏れでございまして、もう正誤のあれは衆議院のほうから参議院のほうへ参つておると思ひます。御指摘の通り「第一項」の間違ひであります。

○境野清雄君 次に二十七條であります、二十七條におきまして、二十七條の十六頁のほうに、「第二十二條第二項中」というのがあるのであります、これは読み替へ規定であります。この読み替へ規定、二十二條の二項にありまして、調整規程の設定というやうな問題があるのでありますけれども、これは調整規程は調整組合が行うものであり、総合調整計画はこの連合会で行うものなのであります、そういうやうな点から行きますと、下の項の「総合組合員の半数以上」というものを「議決権の総数の半数以上に相当する議決権を有する会員」というものに、「その三分の二」とありますものを「その議決権の三分の二」と読み替へる、同時にこの二十二條におきましては、調整規程の設定というものは、総合調整計画の設定というふうに読み替へられるのじやないか、こういうふうには私は考へるのであります、同じやうな問題が、十九條におきまして、「調整組合」というものは「調整連合会」と読み替へる、「調整規程」というものは「総合調整規程」と読み替へるのじやないだろうか、又同時に特にひどい問題になりますと、第二十條の問題があるのであります。第二十條の「調整連合会」というふうな上を読み替へて参りますと、下の「第十六條第一項の認可を受けた調整規程に違反した組合員」というふうな相成つておるもので、この点は下の「調整規程」も「総合調整規程」でないとおかしな問題になりやしないか、言い換へますならば、個々の組合員が調整規程に違反した者は連合会自体でこれに對して過怠金をとれるというやうな点があるので、私はむしろこの辺の読み替へというやうな事項がはつきりした文句ではないのであります、この十六頁の二十七條の「この場合において」というところの「調整規程」とあるのは、「総合調整計画」というふうな読み替へなくちやならないのだらうと思つてありますけれども、これはいわゆるただ法文の上の問題なのであります、これも一つ今度の法案でなくとも結構なのであります、その点も一応御研究置きを願ひたいと思つてあります。

続きまして第二十八條、第二十八條の「第五十二條から五十四條まで」、これは申すまでもなく、事業協同組合におきます総合議決権なのであります、この総合議決権、言い換へますと、五十三條にありますが、総合議決権の方法の規定、これは解散、除名というやうなものの重要事項を総合議決権の方法で申したのであります、これは勿論先ほど申したやうな二分の一、総合組合員の三分の一の者が出まして、その二分の一の三分の二の同意というやうな形態に相成つておるのであります、これは協同組合法の場合におきましては、議決権自体が一人について一つというやうなふうに語つておるのであります、この調整組合の連合会の場合は、組合員の員数に応じて一つというやうなふうになります、これをそのまま適用いたしますと、私は中小企業等の協同組合といふものの基準と、それから調整組合連合会の基準というものは違ひのじやないか、こんなやうなふうに思ひますので、その点も一つ。

○衆議院議員(南好雄君) お答え申し上げます。それは整理漏れなのであります、して、「二十八條中「前條第一項の認可」とあるのは「特定中小企業の安定に関する臨時措置法の第十條の認可」と、第五十三條中総合組合員の半数以上とあるのは連合会にとつては議決権の総数の半数以上に相当する議決権を有する会員というふうに加えて行かなければならないものでございまして、これも衆議院のほうから誤謬訂正をしてございまして。

○境野清雄君 次に二十九條であります、二十九條は損害賠償の問題で、これはなかなかむずかしい問題に私は相成るのじやないか、言い換へますと、命令の出し方の如何によりましては、損害を請求せなければならぬというやうな問題が起つて参るのでありますけれども、そういうやうな問題でなく、一つ字句の上で先ず第一に私が伺ひたいのは、十八頁の後段から二行目にすべてに對して「事業を営む者のすべてに對して」という字句が一方に使つてあります、同時にこの二十九條の第二項を見ますと、それが變つて来て、「一般的に」、私は同じやうな問題じやないかと思つてあります、前項は「すべて」というふうな書いてあり、後段に對しては「一般的に」と語つてありますので、この点に何かお含みのところがあるのかどうか、或いは同じだというやうな考えであるかどうか、その点を一点お伺ひいたしたいと思ひます。

○衆議院議員(南好雄君) お答え申し上げます。これは第二十九條の第一項に

いか、こんなやうなふうに思ひますので、その点も一つ。

○境野清雄君 次に二十九條であります、二十九條は損害賠償の問題で、これはなかなかむずかしい問題に私は相成るのじやないか、言い換へますと、命令の出し方の如何によりましては、損害を請求せなければならぬというやうな問題が起つて参るのでありますけれども、そういうやうな問題でなく、一つ字句の上で先ず第一に私が伺ひたいのは、十八頁の後段から二行目にすべてに對して「事業を営む者のすべてに對して」という字句が一方に使つてあります、同時にこの二十九條の第二項を見ますと、それが變つて来て、「一般的に」、私は同じやうな問題じやないかと思つてあります、前項は「すべて」というふうな書いてあり、後段に對しては「一般的に」と語つてありますので、この点に何かお含みのところがあるのかどうか、或いは同じだというやうな考えであるかどうか、その点を一点お伺ひいたしたいと思ひます。

○衆議院議員(南好雄君) お答え申し上げます。これは第二十九條の第一項に

おきまして、すべての業者に對してという意味でありまして、これは申し出は連合会或いは調整組合がするのであります、通告の場合においては、通商産業大臣獨特の権限の下において、すべての業者に對して通告をする、こういうやうなふうなのであります。

それから第二項の「一般的に」と申しますのは、これは今境野さんの先ほどお言葉がありましたやうに、今の憲法上において、こういう場合にひよつとすると補償の必要があるのじやないかという議論もあるものであります、學者の通説ではたしか憲法二十九條だつたと思ひますが、所有権の制限を定めた場合において政府の個々のいわゆる行政処分によつて損害を生ずるやうな場合は、これはもう絶対に補償すべきものだ。併し一般的に不特定多数の人に法律を以て制限するやうな場合はこれはその必要がないという學者の意見もございまして、又こういうやうな立法例もたくさんございまして、而もそれに補償しておらん立法例があるのであつて、それをただはつきりするために一般的という言葉を使つたのであります、別に前段も後段もつまり求償権として補償の要があるというやうな議論に對する言訳のために一般的という言葉を使つたのであります。

○境野清雄君 大体この二十九條を拜見しますと、これが具体的にどういふやうな経過を辿るといふことが考えられるのでありますけれども、先ず第一に調整規程が出された場合には、組合の申出によりまして大臣がこれを認定する、認定いたしました結果が今度は通告が變つて来る、通告から命令に變更。こういうやうな段階であります。

て、もつとこれを要約いたします。なら調整規程から勧告、命令という段階を経る、こういうようなことではないが、大体調整規程というものと勧告というものは全く同一のものとは考えられないのでありまして、いわゆる勧告に対しては調整規程の内容を参酌して勧告を出すのだ、こう諷つてありますから勿論調整規程というものと勧告というものはおのずから内容の違う場合が多々あるのだらう。こういうようなふうな考えをするときに勧告が出た場合には調整規程というものがなくなるのかどうか。調整規程は依然として存続しつつ勧告が出て来るのだというふうな考え方と、内容に相当食い違ひの出るものがあるのだらう、そういうような点からみまますならば勧告が出たときは調整規程はなくなつてしまふのだ、そういう條項はありませうが、そういうふうな解釈によつていかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(南好雄君) お答え申し上げます。お話の通りです。勧告が出ますと、調整規程はあつても一時調整規程の効力をとめなければならぬものだと思ひます。ただ法律的の解釈はそつでございまして、実問題としてはこの調整規程を参酌して勧告をして参りますから甚だしく不便が出て来ないのじやないだらうか。いよく勧告にまだ応ぜずして而も業界が直さん場合に今度は命令になります、命令になりますと、明確に命令に束縛されるのであつて、調整規程のいわゆる発動をとめるというところに当然なつて参るわけでありまして、だぶつてその組合員だけに過意金を取られて、その上に

又罰金を取られるというようなことはこれはなくなるものと考へております。

○境野清雄君 大体委員の皆様も見えなくなりましたので私は冒頭に申し上げました通りこの特定中小企業法の安定に関する臨時措置法案の法案は私はどうしても中小企業のために不備でありまして、この国会において何とかして通さなければならぬというふうなことも私も中小企業者であります。観点から、そういうような強い要望もあるものでありまして、これ以上私はいろいろ質問をいたしても結局提案するまでの段階におきましては一緒にこれを勉強させていただいたものであります。私は質問を打ち切りたいと思ひます。併し私最後に一つ委員長に私から動議と申しますか、一つ申上げたいことは今日は御承知の通り未だに本院の議院運営委員会におきましても会期延長が決定しておられない。なお且つ再々延長になりまして今日が最終日であるということになつておりますので、私はこの辺で当委員会を終りますので、委員会を終了したのでなく休憩にしておいたかどうか、そういうふうな思ひますが、各委員の皆様にお話願ひたいと思ひます。

○委員長(竹中七郎君) 只今の境野委員の御提案に對しては御意見を伺ひます。

○中川以良君 私は一応休憩のまゝにしておくということは今日の事態として最も適切であると思ひまして賛成いたします。だがちよつと質問をさせて頂きます。提案者に伺ひますが、第四條の調整組合を法人とする、これはい

わゆるこの法律による特別法人という意味ですか。

○衆議院議員(南好雄君) 中川さんにお答え申し上げます。その通りでございます。

○中川以良君 それから中小企業等協同組合なんかに対しましては從來は定款等がございまして、中小企業法は離型を以て指導しておられますが、この法律が通りますれば直ちに組合ができて、それが実行に移されるのであります。それがそれに対する準備はまだ十分できてないのではないかと、これを私は非常に危惧いたします。例へて申しますならば、定款等に対しましてところの離型というものはすでにおありかどうか、まづ／＼この法律を解釈いたしまして各業界によりましてこの法律の目的と違つたところに行つて行つては、これは無駄な手数がかかるというふうなことになると思ひますので、そういう離型がすでにおありと思ひますが、そういうものを一つ資料として御提供願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(南好雄君) お答え申し上げます。離型と申しましてそういうものはできておられますが、御承知の通り、これは定款もこの設立そのものが通産大臣の認可事項になつておりますから、又こういう組合を作るのはすでに母体ができておる。今指定せられた業者につきましてはすべてその中小企業法でございまして、個々の中小企業等の協同組合は小さい組合がたくさんあります。そういうような場合はこれは定款例を作つて指導しなければなりません。が、そういう生産制限をやりますのは地域に限りませんで全国的になります。従つてそういう場合の設立認可で

ございまして、別に定款の離型は提出がなくても大臣の認可となりますので、これは中小企業法で行政指導によつて個々の組合が別々に走つて行くというふうな心配は私は恐らくないのではないかと思ひます。

○中川以良君 一つ中小企業法の部長に伺ひたいのですが、今の問題でございまして、何かそういう御準備がなければいかんと思ひます。一つの今の例でもいいのですが、何かそういう資料を出して頂きたい。私は他の業界が入つていいか悪いのか検討する上から、そういうものを御提供頂かないと我々勉強できないわけですね。

○政府委員(松尾金蔵君) 本法の実施に伴ひます政令、省令というものはおおむね私も限りの成案は得ております。直接の關係のところとよく相談いたしまして、草案の形でもよければ四三日中に御参考に出し得るかと思ひます。定款例というものはこれはこの法案の実施に伴つて各方面から非常にいろいろ希望があることは私も承つております。そういう關係からいろいろと研究はいたしておるものであります。普通の協同組合の場合と違ひまして、この定款例はかなりむづかしいだらう、従つて研究はいたしておりますが、この法案の御審議に間に合はるまでにその研究が進めましかどうか、まだ私もとしては確信のあるお答えはできかねるのであります。いづれにしても不十分ながらも定款例というものは御審議の御参考に供し得るようになつてまいと思ひます。

○中川以良君 同様に調整規程なのでありますが、これは各業界によつて非常に私

は異つたものがあると思ひますが、大体骨子だけは何やかや基準になるものが当然あるべきだと思ひます。そういうものを中心にしてこの業界は入れるべきか、入れないで然るべきかというふうな点が論議されておるもので、今の定款と同様に一つ調整規程のいわゆる離型と申しますか、骨子と申しますか、そういうふうなもの一つ至急に御提出願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(南好雄君) お答え申し上げます。調整規程は飽くまでこれは公取の同意が要る。場合によつては府県知事にも相談しなければならぬので、今早速この法案審議中に資料としてお上げできるかどうかは、これは私も心もとなく思ふのであります。が、ただほんのいわゆる中小企業法の試案程度のものならば、これは出し得るかと思ひますけれども十二業種でありまして、その十二業種もやり方にあります。幾つにも組合が分れて参ります。それに一つ／＼びたつと当はまるような調整規程は私はちよつとできかねるのじやないかと思ひます。

○中川以良君 提案者が大変お急ぎになつてこれを出しになるので、そういう点はまだ御準備になつていないことはよくわかるので、それはあえて追究しようとは思ひませんが、併し一応そういうものができて、各業界にいくなく公平に呼びかけて決定をするというところが私は今日民主主義的にふさわしいと思ひますが、十二業種だけを上げになつて論議されたのであります。が、そういう意味からいたしまして、今言つたようなことが必要であらうと思ひます。知らない人はまるつきり知らないで、この法律が出て参ると

いうようなことになりすから、そういう意味で私は申し上げておるので、決して公取の認可を得た確定的なものでなくていいのでありますから、いわゆる試案で結構です。又提案者がお考えになった案案でもいいのでありますから、何か参考になるようなものをお出し願いたいというのが私のお願するところでありす。

○衆議院議員(南好雄君) お答え申し上げます。その程度のものであればお出しする事ができると思ひますが、どちらにいたしても、この十二といふふうな事柄が起るものでありますから、いろいろ問題が起るものであります。法律を作つておるうちに第二條所定の要件を充足して、どうしてもそうやつて参らねばならぬと認められるものが、ただ十二あつたに過ぎないのであります。中川さんの御希望のように今後法律を改正して、別表を殖やして行くことは一向差支えない。御承知の通りも間もなく通常国会になるのでありますから、丁度一カ月半か二カ月経てば又国会が開かれますし、大体それまで一つぐらゐの組合ができて公取あたりの同意ができてと思ひますから、私はその程度遅れたからと言つて、別段に差別的に業界を扱つたというようなお叱りは、ちよつとどちらかと申しますとあれなんでもございまして、例えば機屋のごときは非常に今弱つておる。御承知の通り原系代のはうが製品よりも高いというやうな乱暴な状態になつておるのでありますから、そういうものを救つてやるためには、できるだけ早くこの法律を作るといふので非常に急に調べました関係から取りあへず十二という程度でございまして、決してこれが広くなつて行くことを私たちは別に気にしてゐるわけでもありません。又制限するわけでもないということを繰返し重ねて申し上げておきます。

○中川以夏君 提案者のお話はよくわかるので、私はその資料が出なければこの法案を審議しないとか、或いは審議終了に終らすといふやうな考えは毛頭持つておりません。今日の業界の実情はよくわかつたのでありますから、若し他の委員のかたの十分了解を得てこの法律が通過いたしますことは私は望んでおるのであります。併しそれが仮に通過いたしましたも差支えありませんから、できるだけそういうものを出して頂くことが、休会中に私どもが次に入れる業種の勉強にもなるのでありますから、そのぐらゐの御親切あつて当然お示しになるべきものであらうと思ひます。

それからもう一つ今の貸付金の項で、さつき山本君が御質問申上げた項があるものであります。それはまあ組合自体はそれだけの資金ができればいいが、若し私に思ひますと、そういう資金を持つていたといふことは、業を行つたといふことにみなされる虞れがあるものであります。何となれば貸付金をいたしますのに無利息で貸付けするわけに行かないし、回収不能等を見まして或る程度のやはりペイする利息というものは、取らなければならぬといふことになりすので、そうなるややはり課税の対象になつて来ると私は思ひます。これは退同

て、決してこれが広くなつて行くことを私たちは別に気にしてゐるわけでもありません。又制限するわけでもないということを繰返し重ねて申し上げておきます。

○衆議院議員(南好雄君) お答え申し上げます。元来こういう調整組合は儲けるためにできてゐる、直接的に儲けるためにできてゐるのではないのであります。仮にそういう場合がございしても、ペイするだけのいわゆる経費しか取らんといふことになりすれば、普通にいわゆる消費貸借のやうに私は営利性を持たぬものと私はこう考へるのであります。大体そういうやうな解釈をみんなしてゐるやうでございまして、つまり一割とか二割とかいふやうな利息を取るのじやなくて、これはもろ組合員の全体の利益のためにやるのであります。必要最小限の経費だけを貸付けて行く、又そういうべきものといふふうな考へまして、あえてこの調整組合を非営利性にわざ／＼したやうなわけではございません。

○中川以夏君 そういたしますと、もう一遍伺ひたいのですが、つまり貸付けをするといふやうな資金源といふものはどういふところでございのでございませうか。

○衆議院議員(南好雄君) お答え申し上げます。すぐには私はそういうものはないと思ひます。それから若し金融機関がその組合の、例えばその組合のために必要な金を貸してくれようやうな場合を想像してただ書いたものであります。一年とか半年とか経ちましたあとにおきましては、私はこういふ場合も出て来るのじやないかといふやうな気がして、そうしてそれを挙げておかないと解釈の理由になつたりして参りますので、積極的にそういう程度のもはあつていいじやないかといふ、ま

あ将来に對する慮りからそういう規定を置いたわけでありす。すぐには私は起りかねると思ひます。○中川以夏君 それは組合員のためにする借入れといふことで盡きるのじやないのでしょうか。何年かすると、じや今の提案者のお話だと資金源ができていふことになるのではありませんか。それから、いわゆる手数料を非常に余計取り過ぎたとか、或いは何か斡旋料を余計取り過ぎたとかいふやうなこと以外、この組合は何ら営利事業をやつていない以上は、資金源ができていふことは私は思ひません。資金源ができていふことは、借入金をするといふことかと思ひますが、借入金をするといふことば、これは組合員のためにする借入金でありますから、その斡旋といふことになれば何でありますか、組合自身が貸付行為をするといふことがどうもちよつとわからないのですが、私はやはり明瞭にしておく必要があるもので、將來のためとおしやるけれども、そうすると將來は何か資金がでるやうに想像されるのであります。その点もう一点お伺ひしたい。

○衆議院議員(南好雄君) お答え申し上げます。やはり最初の組合におきましては、私はそういうことはないと思ひます。思つては、おります。最後に、例えば滞りなんかを一時組合が持つておる場合が出て来るかと思ひます。滞り、いわゆる市場が下つた場合に、組合が組合の金融機関から金を借りて、そうしてその金で一時組合のものを買上げて持つといふやうなことも考えられるのじやないかといふことで書いたものであります。その場合にも、これを高く売るとかいふやうに組合自身が営利行為を

やれない、又元を戻してやるというやうなことになるのであります。そういうふうにあるべきものとまあモリス・テイクに考へて組合の営利行為を制限し、併し必要の場合においては滞り買上げくらは認めてやつてもいいのじやないかという意味で、將來のことを考へて書いたわけでありす。

○中川以夏君 滞り買上げは決して貸付けにはならないのですが、それはどういふことでしょうか。

○衆議院議員(南好雄君) お答え申し上げます。組合が組合員の名において貸付けて滞り買ふこともございす。その場合の貸付でも前段の項ではございせん。併し組合の金を金融機関から金を借りて組合が持つといふやうな場合は、これを売買することにやつて営利行為にさせたら範囲においてはあつてもいいのじやないかといふやうな気がするのでございす。

○中川以夏君 どうも協同組合の事業とその辺が混線をしていふ／＼混線を起しはしないかと思ひますが、組合員のためにする貸付といふことはわかるのですが、組合自身貸付けるといふことはわからぬのです。つまり私はこゝろ御説明ならわかつたと思ひます。組合員のために金融機関からこの組合が金を借入れて、それを更に転貸しをする意味のこれは貸付といふことを諱つてゐるんだという御説明ならわかるのであります。そういう御説明が出ないで、ただ將來貸付することがあるであらうという、將來資金がでるというやうな意味の御説明でありすので、私はあえて質問してゐるんですが、私が申し上げるやうな意味を含

あ將來に對する慮りからそういう規定を置いたわけでありす。すぐには私は起りかねると思ひます。○中川以夏君 それは組合員のためにする借入れといふことで盡きるのじやないのでしょうか。何年かすると、じや今の提案者のお話だと資金源ができていふことになるのではありませんか。それから、いわゆる手数料を非常に余計取り過ぎたとか、或いは何か斡旋料を余計取り過ぎたとかいふやうなこと以外、この組合は何ら営利事業をやつていない以上は、資金源ができていふことは私は思ひません。資金源ができていふことは、借入金をするといふことかと思ひますが、借入金をするといふことば、これは組合員のためにする借入金でありますから、その斡旋といふことになれば何でありますか、組合自身が貸付行為をするといふことがどうもちよつとわからないのですが、私はやはり明瞭にしておく必要があるもので、將來のためとおしやるけれども、そうすると將來は何か資金がでるやうに想像されるのであります。その点もう一点お伺ひしたい。

んでのやはり御起草でしょうか、どう
でしょうか、それならわかるのです。

○衆議院議員(南好雄君) お答え申上
げます。本来は中川さんの御質問のよ
うであるべきなんです。又そう
いうつもりで十分であるというよう
な考え方もしておたのでありますが、
私今説明申上げましたように、個々の
組合員では金融機関が信用しない、調
整組合そのものが役員その他の関係で
信用ができるというような場合には、
組合が組合員の品物を買って一時持ち
こたえるというような場合に、調整組
合の金を借りられたつていいではない
か、こういう解釈も一応したんであり
ます。そこでそういう規定を置いたわ
けです。

○中川以良君 今の御説明のように組
合が組合員のために借入れをしてそれ
を更に組合に貸付ける、又それによつ
て組合員の商品を買入れるんだという
ようなことならわかるのですが、買入
れることは貸付ではないのですが、そ
の買入をする代りに貸付けるという意
味に私は解釈いたしますが、今最初お
つしやいましたようなお話でございま
すと、いろいろ誤解されて将来に対し
て想像を逞しうするということも出て
参りますので、今の御説明で私はこの
ほうはお済ませになつたほうがいいと
思うのですが、どうでございまいしょ
うか。

○政府委員(松尾金蔵君) この規定
は、只今中川委員からお話になりまし
たように、その狙いとしておるところ
はやはり組合員に対する資金の貸付の
ために後段にありますような、並びに
そのための借入ということを狙いとし
ておりまして、これは現在の協同組合

法にも……、協同組合法は御承知のよ
うに金融事業という本来の金融事業は
できないのであります。そういう意味
で組合員に対する転貸のための借入及
び転貸はできるというような意味がや
はりこちらにも出て来ておる、こうい
うように御了承を願います。

○中川以良君 そういう意味でござい
まして、将来そういう資金源がで
きて貸付をするというようなことは考
えられない、そういうことが明確にな
つておれば私は結構なんです、その点
をさつきから伺つていたので、それな
ら大変結構だと思ひます。

○委員長(竹中士郎君) 再開未定とい
うことにいたしましたして休憩いたしま
す。

午後五時十五分休憩
〔休憩後開会に至らず〕

昭和二十七年七月二十九日印刷

昭和二十七年七月三十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所